

## 西海市教育委員会（令和6年第11回定例会）会議録

期 日：令和6年11月19日（火） 午後1時30分開会

場 所：西海教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 健悟、森下 直也

（書記） 副参事 長岡 竜児

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 園田 喜美子

社会教育課 課長 尾崎 淳也

課長補佐 白濱 義晴、大石 克也

傍聴者：なし

### 1. 開会

○教育長

ただいまから、第11回定例教育委員会を開会いたします。

### 2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。

### 3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

### 4. 教育長諸報告

○教育長

西海市イキイキ活性化事業コンソーシアム

第14回西海市文化展鑑賞

大崎中学校計画訪問

ぎゅぎゅっと！西海フェス2024

令和6年度農業文化祭

北小まつり（西海北小）訪問

## 5. 議事

日程第1「議案第72号 令和6年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の決定について」

### ○教育長

日程第1「議案第72号 令和6年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

### ○教育次長

議案第72号「令和6年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の決定について」になります。提案理由ですが、令和6年度の教育文化スポーツ功労表彰被表彰者を決定しようとするものです。参考条文につきましては、功労表彰に関する規則の抜粋を1ページ下段に掲載をしております。今年度につきましては、功労表彰が個人3名、顕彰個人が3名、団体が1名、合計7件の被表彰者の候補を提案させていただきたいと思っております。

2ページをお開きください。参考条文に掲載をしております規則の別表になります。具体的に区分、表彰の種類、基準という形で表形式にまとめているものです。

3ページ以降に具体的な被表彰者の内容になりますが、功労表彰調書という形でまとめております。3ページ区分第2号該当の第2号といいますのは、2ページで言います区分の第2号ということで、その中には文化功労とスポーツ功労があります。それぞれ文化功労、スポーツ功労については細分化いたしております、(1)、(2)というふうな形で区分をしております。この被表彰につきましても、選考基準のところ、どの号に該当するのか、その号のうち、どちらのほうに該当するのかというところも併せて分かるような形でまとめておりますので、確認をしていただければと思います。まず、文化功労ですが、第2号の第1号に該当する永神忠治様です。この方は西海町太田原郷に住まわれており、推薦をしている団体が、川内行政区長さんのほうから推薦を頂いております。功績概要については、記載のとおりとなっております。次のページをお開きください。

4ページ、第2号該当のスポーツ功労になります。選考基準につきましては、第2号の第1号になります玉島健太郎さん、この方は瓊浦高校の教員になります。推薦団体は社会教育課長の方から推薦をもらっております。次に前田和久さん、この方は西海町天久保郷にお住まいの方で、天久保行政区長から推薦を頂いております。それぞれの功績概要についてはまとめておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

次に、5ページからが顕彰になります。第3号該当スポーツ顕彰で個人が3名、大場汰駕さん、藤崎満さん、山川和男さんになります。大場さんは西彼農業高等学校の生徒になります。また、藤崎さん、山川さんは、それぞれ成人のスポーツ団体のほうに加盟をしております、大瀬戸町、そして西彼町の在住となっております。それぞれ推薦の団体ですが、西彼農業高等学校の校長、そして社会教育課長から推薦をもらっております。功績概要については記載のとおりです。団体に移りますが、西彼杵高等学校女子バ

レーボール部になります。これについては同校の校長のほうから推薦を頂いております。皆様ご承知のとおり、功績概要については記載のとおりになっております。

以上で提案理由の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

議案第72号の説明がありました。質疑ありませんか。北島委員、どうぞ。

○北島委員

功績の内容について教えていただきたいのですが、第3号のスポーツ顕彰の大場さんですが、種目っていうのはどういった種目になるのでしょうか。

○教育総務課長

はい。大場さんの種目につきましては、ウエイトリフティングになります。西彼農業高校のウエイトリフティングの所属になっております。

○北島委員

それは記載されないのですか。種目は書いたほうが良いですね。他は分かるんですけども。

○教育総務課長

次回から分かるように種目も記載をさせていただきたいと思います。

○教育長

他にございませんか。武宮委員どうぞ。

○武宮委員

5ページの1番下の西彼杵高校バレーボール部は、この前あった春高バレー優勝というのは、この資料をつくる段階ではまだあつてなかったのですが、もしこれを入れなかったとしたら、来年度の分に入れるっていうのも何かおかしい感じがします。優勝しましたので、ここに春高バレーの方も書いたほうが良くないですかね。どうなんですか。

○教育総務課長

1月に表彰式を行いますので、功績調書というか目録の方には、きちんと整理をして記載させていただければと思います。

○教育長

他に質疑はありませんか。よろしいですか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第72号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第72号 令和6年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の決定について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第2**「議案第73号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」

○教育長

日程第2「議案第73号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

これから二つの議案につきましては、市議会に議案として提出する内容の事前のですね、審議というふうな形でご理解頂き頂ければと思います。

まず、議案第73号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」になります。提案理由ですが、令和6年第4回西海市議会定例会に西海市長が、提案予定の西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めることに対して、原案のとおり了承する旨申入れようとするものです。なお、参考条文については1ページ下段のほうに記載しております。

2ページ3ページが条例改正案になりますが、まず、条例改正案の中身につきましては、改正のポイントですね、8ページをまずご覧になっていただきたいというふうに思います。

条例改正のポイントとして、幾つかのポイントをですね、まとめさせていただいております。まずポイント1 今回の一部改正の概要ですが、一部改正の概要につきまして

は、以下の3点が網羅されております。

1点目として、条例の規定事項を要約して示すのに合わせ、目的や状況を規定する。これは趣旨規定というんですけれども、地方教育地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に基づき趣旨規定を見直します。この第30条というのは、教育機関にその他の教育機関を定める条文になります。改正条例の旧条例第1条の削除、これが書かれている内容になります。

2点目として、令和7年4月1日に開校する長崎県立時和特別支援学校西彼杵分校の小学部・中学部の児童生徒及び教職員等に学校給食を提供するという内容になります。これは第1条改正後の第1条第2項の追加の改正内容になります。

3つ目といたしまして、民有地に設置された大島学校給食共同調理場を令和7年8月末をもって廃止し、同年9月1日に西海学校給食共同調理場に統合する。これが第2条の改正になります。それでは、3つの項目ですね、それぞれ見ていきたいというふうに思います。

ポイント2に提供する学校給食の内容及び経費負担になります。時和特別支援学校西彼杵分校の小学部・中学部に提供する学校給食は、市立の小中学校に提供する学校給食と同じものを提供するよう現在調整をしているところです。また、学校給食費についても、市立学校と同額を負担していただくよう、西海市学校給食費徴収規則を改正予定です。規則の改正案については、12月以降の定例会で提案をさせていただきたいというふうに思っております。なお、学校給食法第11条には、経費の負担として「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする」とされており、特別支援学校における学校給食の実施に係る経費は、設置者である長崎県が負担すべきところですが、市が特別支援学校を誘致したこれまでの経緯を踏まえ、先進地である平戸市の例も参考に経費の負担を求めないこととする予定にしております。

9ページポイント3ですね、大島学校給食共同調理場の廃止理由になります。大島学校給食共同調理場は民有地を借受け設置されております。3年ごとに借地契約を更新しており、現在の契約は来年3月31日までとなっております。最終的には契約更新期限が設定をされており、令和10年3月31日と設定されておりますが、民有地に公共施設が設置されていることを早期に是正するため、並びに西海市防災食育施設整備計画も考慮いたしまして、最寄りの西海学校給食共同調理場に統合し、同施設を廃止するものです。

ポイント4の「設置規定」及び特別支援学校への学校給食の提供は、来年、令和7年4月1日から、そして大島学校給食共同調理場の廃止は、同年9月1日に施行する予定にしております。

それでは、新旧対照表ですね。4ページを開いていただいでよろしいでしょうか。まず4ページ、旧条例の第1条、これについては全文削除となっております。旧条例の第2条、新条例の1条になりますが、これを改正いたしまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき」ということで、教育機関としての位置づけを明確にしております。先ほど説明がありましたように、第2項を追加し、特別支援学校にも学校給食を提供できるような形にしております。旧条例3条以降につきまして

は、条ズレということで、それぞれ2条から6条に改正をするという内容になっております。

6ページをお開きください。改正条例の第2条の内容になります。これにつきましては、大島学校給食調理場を廃止する内容になっております。旧を見ていただいで分かるように、調理場の名称が削除になっております。

7ページに附則として、第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は同年9月1日から施行するという内容になっております。また、第2項といたしまして、準備行為として、学校給食の申込その他学校給食の実施に必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができるという規定を設けております。これにつきましては、特別支援学校に係る児童生徒、そして教職員に係る事前の給食の申込みであったりとか、給食に係る事前の説明をですね、市教委の方からするところの準備行為を事前に、施行日前からできるというふうな規定を設けているところです。

議案第73号の提案理由の説明については以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### ○教育長

議案第73号の説明がありました。質疑ありませんか。武宮委員、どうぞ。

#### ○武宮委員

はい、すいません。ポイント2にある、平戸市の例っていうのが、どういったものか教えていただければ。

#### ○教育次長

はい。この平戸市の例というのがですね「長崎県が負担すべき学校給食の実施に係る経費は、結局平戸市が負担をして、県は全く負担をしてない」というのが平戸市の例というふうな形でご理解をいただければと思います。ですので、給食センターの実際の運営経費、管理経費であったりとか、あるいは人件費であったりとか、本来であれば、学校の設置者が負担すべきところなのですが、これについては西海市が負担するという内容で現在調整をしているところです。

#### ○教育長

他に質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第73号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第 73 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」は、原案のとおり可決されました。

**日程第3**「議案第 74 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第 4 号)」

○教育長

日程第3「議案第 74 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第 4 号)」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

はい、議案第 74 号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育補正予算第 4 号)について」提案理由ですが、令和 6 年度西海市一般会計補正予算第 4 号中、教育費の予算、補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めることに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。参考条文につきましては、下段のほうに記載しております。

具体的な補正予算の総括表につきましては、2 ページそして 3 ページに掲載しておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に伴う人件費のですね、単価が見直しになっております。その改正のみというふうな形でご理解をしていただければと思います。教育総務費事務局費においては、予算額の主な内容に記載のとおり、それぞれの事業ごとに職員人件費を支給しております。それにかかる補正額となります。611 万 9 千円の増額補正です。

小学校費教育振興費については、小学校英語教育充実事業の支援員さんのですね、英語教育に係る支援員さんの人件費となります。32 万 3 千円の増額。そして、学校管理費においては職員給与費のですね、これは正規職員の人件費相当分となります。合計で 56 万 7 千円の増額となっております。

中学校費においても同様に、学校管理費、教育振興費でそれぞれ記載の人件費の増額補正となっております。合計で 192 万 1 千円の増。

次、3 ページを見ていただいて、社会教育費社会教育総務費、文化財保護費、図書館費、文化施設管理費、それぞれ記載事項の人件費に係る増で合計 907 万 8 千円。保健体育総務費においても 101 万 6 千円の増ということで、教育費全体で申し上げますと 1,870 万 1 千円の増額補正というふうな形になっております。

最後に4ページを開いていただいでよろしいでしょうか。この第2表繰越明許費ですが、今年度予算を計上している部分で、今年度中に事業が完成をしない、来年度に予算を繰越して執行予定の経費となります内容が保健体育費の西海スポーツガーデンテニスコート移設事業、予算額として851万1千円の額を繰り越す予定になっております。この繰越理由ですが、西海スポーツガーデンテニスコートの用地については、防災食育施設の建設予定地というふうな形になっております。その防災食育施設の建設に係る住民説明会をですね、数回開催をしておるのですが、一定、その施設からの排水に係る理解が十分ではないということで、これについてはまだ着手が難しいだろうということで、翌年度に繰り越す予定で予算を計上しているところです。

それでは議案第74号に係る提案理由については以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

議案第74号の説明がありました。質疑ありませんか。矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員

ちょっとお尋ねします。1項の教育総務費の学力向上支援事業の中には、この前の総合会議でご説明がありました「英検3級の受講料の補助」とか「英語アプリの導入」も入っているのでしょうか。

○教育次長

はい。委員言われるようにですね、学力向上支援事業、その事業の予算額についてはですね、ご指摘の経費については含まれているところではあるんですが、ただ、今回の補正予算額についてはですね、提案理由で説明したように、あくまで人件費の額の増加というふうなことでですね、理解をしていただければというふうに思います。

○教育長

よろしいでしょうか。はい、他にありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

スポーツガーデンの移設事業のことですが以前もですね、地域で温泉施設を建設するという時には、いわゆる排水の問題があって、結果的に解決できなくて、その事業は廃止になったと思っっているのですけども、どのような状況なんでしょうか。差し支えない範囲で、今の状況を説明していただきたいですし、今後、その紛糾していくのかどうかも含めてですね、よろしくお願いします。

○教育次長

はい、教育長。まず、その住民説明会の開催状況ですが、昨年12月中ですね、まず、西海地区の区長の代表の方と、該当する太田和地区の区長さんのほうにですね、事

業概要についての説明を行っております。年が明けまして本年1月にですね、まずは、その該当地区の太田和地区の分区長会で説明をして、郷民説明会もですね2月に開催をしたところです。

郷民説明会の以降についても、説明会をあと2回ほどですね、開催をし、また特に米を作っておられるですね、耕作者からやはりその不安の声がですね、幾つか挙がっておりますので、そういったその耕作者を集めた説明会等も開催をしてきたところです。ただ、やはり一定ご理解をさせていただいた方もいらっしゃるんですが、やはり、なかなかその不安が払拭できないという方もいらっしゃいます。実際、不安を解消するためにですね、いろんなその排水の方法であったりとか、そういったところを、いろんなパターンをですね、事務局の方でも検討をし、また、その検討結果については、説明会の中でですね、お知らせをしてるところなんですけど、やはり100%賛成だというふうな形のところまでには、まだ至ってない状況です。やはりそこまでいくっていうのはなかなか難しいのかなというふうに思っているところではあります。ただ市長もですね、出来るだけ十分な理解をもらって事業を推進したいという市長の強い思いもありますので、そういったところでいろんな事業に理解をしていただけるような、要は処理水の排水方法について、今ずっと、いろんなパターンで検討しているところです。そういったところでですね、まだまだ、実際、建設予定地を最終的に確定して、確定した後にやはりそのスポーツガーデンの移設ですね、テニスコートの移設というのが、出てきますので、なかなかこの事業については着手ができないという状況になっているというところでご理解をいただければというふうに思っております。

#### ○教育長

ただいまの経緯でよろしいでしょうか。はい。他にございませんか。武宮委員どうぞ。

#### ○武宮委員

すいません。今回の補正に関しては人件費が上げられたということですけども、それは10月に上がった最低賃金の増額分が大きいのか、それともそれ以外に全体的な賃上げがなされたのか、ということをお教えいただけますか。

#### ○教育次長

はい、教育長。最低賃金というのがですね、厚生労働省のほうで最終的な取りまとめをして各労働局の方で決定をするような形になっているかと思えます。そういった、やはり経済状況ですね、要は日本全国そういった状況が動いている中、やはりその市役所の職員の人件費については、人事院が最終的に勧告をして、それぞれの県あるいは、それぞれの市町のほうで決定をしていくというふうな形になります。直接的にはですね、最低賃金が引き上がったから、要は行政職員の給料が上がるというふうなわけではないのですけれども、考え方としてはですね。やはり同じような考え方に動くのかなというふうに思っているところです。ですので、確かに10月の長崎県で言えば12日から適用さ

れるような形になったじゃないのかなと思うのですけれども、そこについては、もう既にもう上がっていますので、それに対する現行の予算です、実際、支給をするような形になっております。今回の人事院勧告に伴う給与の改定についてはですね、一応、市の正規職員については条例改正が必要になってきますので、その条例改正後に遡及をして4月分から改定するというふうな形になっているということで理解をしております。

#### ○教育長

ご理解頂けましたでしょうか。他に質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第74号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第 74 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第4号)」は、原案のとおり可決されました。

#### ○教育長

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

#### 6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：12月26日(木)午後1時30分から

#### 7. 閉会

#### ○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午後14時22分閉会)

署名

令和 年 月 日

教育委員 \_\_\_\_\_

教育委員 \_\_\_\_\_

職 員 \_\_\_\_\_